



固定資産税 家屋解体後の手続きはお済みですか

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

家屋を解体した場合は、滅失届の提出をお願いします。住宅解体後、引き続き住宅用地の特例措置を受けるためには、申告が必要です。

滅失届の提出

家屋を解体した場合は、税務課にある滅失届を提出してください。
必要書類 解体を証明する写真、解体証明書(解体業者発行)、滅失届、所有者の印鑑
 ※法務局で滅失登記を行った場合や、公費解体事業の申請手続きを行っている場合は、届け出は不要です。



解体中の家屋

被災住宅用地の特例措置

熊本地震によって住宅を解体し、土地がさら地となった場合、次の要件を満たせば、被災の翌年度と翌々年度に限り、引き続き住宅用地の特例が適用されて固定資産税が軽減されます。この適用を受けるためには年度ごとに申告書の提出が必要です。
要件 次の全てを満たすこと
 ・当該年度の賦課期日(1月1日)現在で住宅用地として利用できないと町長が認める場合(住宅再建まで時間がかかるなど)
 ・被災以前から所有している場合
適用されない場合
 ・駐車場として利用している
 ・事業用家屋か看板・物置などの構築物のために使用している(予定含む)
申告書の様式
 町ホームページに掲載しています。
提出期限 毎年1月31日



平成28年熊本地震 皆さまの善意大切にさせていただきます

☎(義援金)会計課 ☎(232)4915
 ☎(ふるさと寄附金)総合政策課 地域振興係 ☎(232)2112

■ 町単独義援金額(11月15日現在) 2千45万9,498円
 ○ 法人・団体(9月15日以降11月15日現在)
 株式会社ネオテック、日本郵政募金会、菊陽町飲食業同業組合、和歌山市木本地区連合自治会、屋久島町安房中42年卒 しゃくなげ会
 ■ ふるさと菊陽応援寄附金申し出額 602万円(11月15日現在)
 ○ 皆さまからの応援メッセージ
 ・ 毎日大変な日々を送られていることとお察し申し上げます。皆さまお体を大切にお過ごしください。
 ・ ご苦労は私の想像をはるかに超えるでしょう。私のできる唯一の応援です。
 ・ 本当に想像もつかない大変な毎日だと察します。一日でも早い復興をお祈りしています。



すぐに相談を 還付金詐欺にご注意ください

☎ 菊陽町消費生活相談室(総合政策課) ☎(232)2112

県内で役場職員を名乗る不審な電話や医療費の還付金詐欺の被害が発生しています。菊陽町消費生活相談室では消費生活上の相談や契約トラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。ぜひご相談ください。
日時・場所 毎週月・木曜日
 午前10時～午後4時
 菊陽町役場1階 消費生活相談室

※12月26日(月)は光の森町民センターで開催します。
相談方法 面談または電話
アドバイス
 ・ 相手の説明を疑い、自分や家族の個人情報をお教えしない。
 ・ 相手の氏名、電話番号などを確認して電話を切る。その番号には電話せず、相談してください。



平成28年熊本地震で被害を受けた皆さんへ ご存じですか? 雑損控除

地震で住宅や家財などに被害を受けた人は、雑損控除をはじめとした所得税(住民税)の軽減などを受けられる場合があります。確定申告に必要な雑損控除申告書の作成会を開催します。

雑損控除の申告書作成会

雑損控除の申告書作成会(平成28年分確定申告)を開催します。
日時 平成29年1月23日(月)～2月15日(水)(土日を除く) 午前9時～午後4時
場所 J A 菊池中央支所 2階会議室(菊池市隈府852)
 ※会場で申告書の作成を希望する人は、雑損控除と申告書作成に必要な関係書類をお持ちください。
 ※J A 菊池中央支所の駐車場は利用できません。菊池税務署の駐車場をご利用ください。

マイナンバーが必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年分の確定申告書などにはマイナンバーの記載が必要になりました。※申告者の本人確認書類の提示または写しの添付も必要です。

■ 問い合わせ
 菊池税務署
 ☎0968(25)2121
 ※自動音声案内の後、「2」を選択してください。

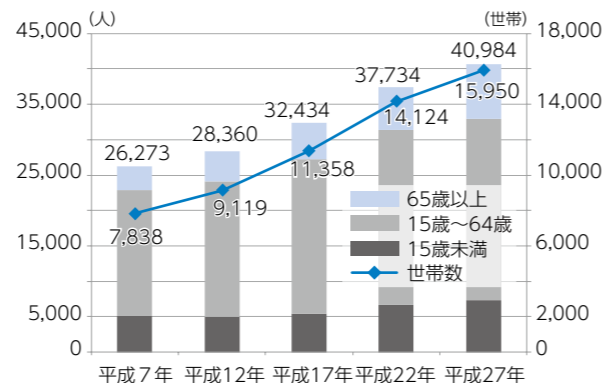


マイナちゃん

平成27年国勢調査 町の人口は40,984人 人口増加率 県内第1位

平成27年国勢調査の確定値が10月26日に発表されました。本町の人口は40,984人で、前回の平成22年国勢調査から3,250人増加し、県内市町村では10番目になります。人口増加率は8.61%で、県内市町村で第1位、全国で第16位でした。人口増加数は県内市町村で第3位となりました。

■ 菊陽町の世帯数・人口の推移(国勢調査)



■ 問い合わせ
 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

調査員として地域貢献 統計調査員を募集しています

統計調査の調査員を随時募集しています。統計調査は国や県、町が行うもので年間数件の調査があります。来年は、全国の製造業を対象とした「工業統計調査」や国民の就業実態を調査する「就業構造基本調査」が実施されます。

- 皆さんのご協力をお願いします。
- 調査員の要件
- 原則として町内在住の満20歳以上75歳未満の人
 - 健康上、調査活動に支障のない人
 - 税務、警察、選挙活動に直接関係のない人
 - 調査に関する秘密を守れる人

■ 申し込み・問い合わせ
 総合政策課 企画政策係
 ☎(232)2112

子育て中の人や、60代～70代の人も活躍しています! 初めての人もお気軽にお問い合わせください。

